

桜花の候 宮崎県防衛協会 青年部会 宮崎支部会員の皆様にはコロナ禍の中、恙なくお過ごしのこととご拝察を申し上げます。

一都三県を除く本県などの緊急事態は解除されましたが、ワクチン接種も政府の思惑通りには進展を見せぬ中、兵庫県等では変異型の発生も報告され、この新型コロナの沈静化にはまだ時間が掛かりそうな様子です。

先月は、毎年恒例の令和 3 年度支部総会開催を見送り、文書決議とさせて頂きましたところ、皆様から 30 通を超える「全議案賛成」の葉書回答が返送され心より感謝申し上げます。

また同封させて頂いた塩羊羹やサクマドロップス、空自巾着袋などの自衛隊グッズも大好評に付き、今年度も予算案を睨み乍らお届けを予定していますので、何卒お楽しみにお待ち下さい。

さてバイデン新政権もお約束通り「尖閣列島の主権は日本に有り、有事の際は日米安保第 5 条の適用範囲である」ことを明言し、日本政府や我が国民は安堵の嘆息を繰り返しているようですが、そもそも日本の国土を米国に守って貰うと云う発想からして、日本の主権とは一体何ぞやと考えずにはおられません。

そんな折、予てより危惧されていた尖閣防衛における武器使用の政府見解が菅政権より示されましたが、その前に政治家や現場レベルでの意思の統一がどうにも必要なようで、いつもの小川先生の鋭いご指摘をご一読頂き、皆様の多様なご意見などを賜れば幸いです。

・危害射撃で海保が抱える問題

尖閣諸島を巡る中国の強硬姿勢について、日本政府もようやく強い姿勢を明らかにしました。

「岸防衛相は 26 日の閣議後の記者会見で、中国の海上保安機関・海警局などの船が沖縄県の尖閣諸島に上陸する目的で島に接近した場合、『凶悪な罪』だと認定し、自衛隊が、相手を負傷させる可能性のある『危害射撃』を行える場合があるとの見解を示した。

危害射撃の法的根拠として、岸氏は警察官職務執行法 7 条を挙げた。具体的にどのような場合に認められるかは、『海警の船舶がどのような行動をとるかによって変わってくる。個別の状況に応じて判断する』と述べるにとどめた。

海警船の領海侵入などには、海上保安庁が対処できない場合に限り、防衛相が**海上警備行動**を発令して自衛隊が対応に当たる。

海上警備行動で自衛隊に認められる武器の使用基準は、警職法 7 条などが準用される。同条項は**正当防衛と緊急避難**のほか、3 年の懲役・禁錮以上の『**凶悪な罪**』の**現行犯**を制圧する場合などに限り、**危害射撃**を認めている。

25 日の**自民党の国防部会**などの合同会議で、政府側は海上保安庁の海上保安官が、『凶悪な罪』を理由に海警船などへ危害射撃できる場合があるとの法解釈を示していた。(後略)」(2 月 27 日付**読売新聞**)

これで武器使用を認めた中国の海警法成立に対する備えができたのですが、実はまだ**不安材料**が残っています。**海上保安庁の「文化」**の問題です。

海上保安庁が新しい**機関砲**の導入を考えていた 2004 年頃、私は当時の海上保安庁**長官**から**仰天するような返事**を聞かされ、もう少しで椅子から転げ落ちるところでした。私は海上保安庁の政策アドバイザーの一人として、会議の席で次のように指摘しました。

「導入が検討されているスウェーデン・ボフォース社の 40 ミリ機関砲は、性能面では一定の水準にあるが、**相互運用性**(インターオペラビリティ)の面で重大な**欠点**がある。この機関砲は南米のアルゼンチン海軍しか採用しておらず、**弾切れ**になった場合、周囲に**海上自衛隊**や**米海軍**の艦船がいても、**弾薬の提供を求めることができない**。少なくとも海上自衛隊と弾薬を共有できる機種にすべきではないか」

すると「われわれは警察なので、**そんなに撃ちませんから**」と**運輸官僚**出身の海上保安庁長官は言ったのです。当時の海上保安庁が、**外国の海上警察組織と衝突**する事態などまったく**想定していない**ことがわかりました。せいぜい密輸・密漁業者相手に**威嚇射撃**できればよいと考えているレベルだったのです。

その後、その 40 ミリ機関砲は導入され、高速高機能大型巡視船などに装備されましたが、一般の巡視船には**オーバースペック**と判断されたようで、ほかには 30 ミリ機関砲と 20 ミリバルカン砲(6

銃身)、12.7ミリガトリング砲(3銃身)から組み合わせを選択して装備する形になっています。

このように危害射撃が可能になったと言っても形だけ、弾切れにすら対応できない可能性は残されています。きちんと機能するかどうかを検証、その能力を備えなければ絵に描いた餅です。

政府と国会議員の皆さん、法律に基づく政府見解が示されたからと言って、それで終わりではないことを忘れないでください。以上

チベットやウイグル自治区、そして香港の例を上げるまでもなく、中国の領土や領海拡張に対する確執は「南シナ海を全て中国の内海」と言わしめる程で、勿論東シナ海に浮かぶ尖閣や台湾、或いは沖縄までその野望の視程には入っているのかも知れません。

4年毎の選挙で大統領が変わる度に「尖閣は日米安保第5条の適用範囲である」と時の大統領や国防総省高官に言わせしめて、「良かった良かった」と胸をなで下ろしている我が国の現状は、独立国家としては極めて異常であることの認識が全国民に芽生えぬ限り、我々の主張する憲法改正などは「夢の又夢」のような気がしてきました。

小川先生ご指摘のように一国の政府見解で全てが解決するなら、恐らく全ての国際紛争など生起するはずもなく、力づくで現状変更を意図する隣国が存在する以上は、先ずは国内法整備に着手して、それに基づく予算を計上し必要な装備等の国防計画を立案することが現実的です。

その為には何をさておいても「自衛隊明記」と「緊急事態条項」などを含む「憲法改正」の実現が急務で有り、絶好の花見シーズンを迎える中ですが、手指消毒、マスク着用、三密回避を徹底の上、宮崎支部会員の皆様には一汗流して倍旧のお力添えを重ねてお願いせねばなりません。

令和3年3月1日

宮崎県防衛協会 青年部会 宮崎支部長 小 倉 和 彦